

第3期科学技術基本計画に盛り込むべき評価関連事項について

平成17年8月4日
評価専門調査会

「第3期科学技術基本計画」における「評価システムの改革」として盛り込むべき内容は以下のとおりである。

評価システムの改革

研究開発評価は、国民に対する説明責任を果たし、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出、研究開発の重点的・効率的な推進及び質の向上、研究者の意欲の向上、よりよい政策・施策の形成等を図る上で極めて重要であり、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成17年3月29日、内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)及び大綱的指針に沿って各府省等が評価方法等を定めた具体的な指針等に則って実施する。

評価システムの改革については、第3期科学技術基本計画の理念を実現するため、大綱的指針に示された改革の方向等を踏まえ推進することとし、その際、特に以下の点に重点を置く。

なお、更に我が国の評価システムの一層の発展を図る観点から、研究開発評価の実施状況等を踏まえ、必要に応じ大綱的指針の見直しを行う。

(a) 評価システム改革の方向

以下の3つの改革の方向に沿った評価の実施の徹底を図る。

創造への挑戦を励まし成果を問う評価

評価を行うことが却って研究者の挑戦を妨げたり萎縮させる原因になっている面がかなり見受けられることから、今後は成果を問うことだけでなく挑戦を励ます面も重視する。

このためには、評価の観点として、評価が必要以上に管理的にならないようにすることや、研究者が挑戦した課題の困難性も勘案し意欲喚起を図ること、独創的で優れた研究者・研究開発を見いだし育てることのできる資質を持つ評価人材を養成・確保するよう努めること等が重要である。

世界水準の信頼できる評価

信頼性の高い評価を行うために必要な手法、人材が不足している

ことから、評価の高度化を目指し、評価技術や評価者の充実などのための具体的な体制整備を行う。

このためには、評価の実施に当たって、評価対象や評価時期、評価目的等に応じて適切な調査・分析法及び評価法を選択すること、評価手法の開発・改良を進めること、若手を含む評価人材（評価に精通した個別分野の専門家、府省や機関等の職員、評価を専門分野とする研究者等）の養成や評価能力の向上を図ること等が重要である。

活用され変革を促す評価

評価が研究開発の継続・見直しや資源配分、よりよい政策・施策の形成等に活用されるように徹底していく。

このためには、評価が戦略的な意思決定を助ける重要な手段であることを十分認識し、誰がどのように評価結果を活用するかをあらかじめ明確にした上で、評価目的を明確かつ具体的に設定することにより、評価が自己目的化しないようにすること等が重要である。

(b) 効果的・効率的な評価システムの運営

国費を用いて実施される研究開発は、府省や機関等の階層構造の下で重層的に実施されていること、さらに時系列的にも相互に関連しながら実施されていくことから、評価の不必要な重複を避け、評価に連続性と一貫性を保つよう、それらを全体として効果的・効率的に運営していく必要がある。

このため、府省や機関等は、評価システムの運営に関する責任者を定め、評価の相互連携・活用や評価のための体制・基盤の整備等によってその評価システムの機能や効果を全体として向上させていくことに努める。その際、評価のための予算の確保、評価人材の養成・確保、データベースの構築・管理等を進める。また、府省横断的に活用できるようデータベースの共通化等を行うことが必要である。

また、府省や機関等は、評価システムの運営及び機能の状況を適切な時期にレビューし、評価システムの質の向上を図る。

(c) 研究開発評価の一層の取組の強化

評価の実施に当たっては、以下の点に重点を置き、取組の強化を図る。

評価対象・評価時期別の取組の充実

評価の対象としている研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関等及び研究者の業績の評価を、引き続き、着実に実施する。特に

研究開発施策の評価については、その実施状況にかんがみ、一層の定着・充実を図っていく。

また、時系列的に行われる事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価の各評価については、引き続き、適時、適切に実施する。特に追跡評価については、その実施状況にかんがみ、一層の定着・充実を図っていく。

政策目標を踏まえた評価の推進

評価は、研究開発の特性に応じて、適切な評価項目及び評価基準を設定し実施するが、その際、社会・国民への成果の効果的還元が図られるよう、当該研究開発に係る政策目標を踏まえた評価項目・評価基準の設定に努める。

(参考)

科学技術基本政策策定の基本方針(抜粋)

3. 科学技術システム改革の推進 ~ 科学水準の向上とイノベーションを目指した
様々な制度・仕組みの改革

(3) その他の科学技術システム改革 ~ 施策の具体化の検討

広範な科学技術システムの各般にわたり、これまでの施策の進捗状況と評価を踏まえつつ、第3期基本計画に盛り込むべき施策を具体化する。

【施策具体化の主要検討項目】

評価システムの改革

- ・「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成17年3月29日、内閣総理大臣決定)に示した評価システムの改革の方向(創造への挑戦を励まし成果を問う評価、世界水準の信頼できる評価、活用され変革を促す評価)の徹底
- ・効果的・効率的な評価システムの運営に必要な資源の確保と評価体制の整備(人材の育成・配置、調査・分析体制及びデータベースの整備等)
- ・評価対象(施策を対象とした評価等)、評価時期(追跡評価等)の更なる充実、政策目標を踏まえた評価の推進など、研究開発評価の一層の取組の強化